

○ 相続すべき物件を指定する遺言

遺 言 書

遺言者東山太郎は、この遺言書により次のとおり遺言する。

1. 妻東山春子には、次の財産を相続させる。

- (1) 所 在 〇〇市〇〇町〇丁目
地 番 〇〇番
地 目 宅地
地 積 〇〇〇. 〇〇平方メートル
- (2) 所 在 同所同番地
家屋番号 〇〇番
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺平家建
床 面 積 〇〇〇. 〇〇平方メートル
- (3) 上記建物内にある家具その他一切の動産
- (4) 遺言者名義の下記預金
 〇〇銀行〇〇支店 普通預金 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇

2. 長男東山一郎には、次の財産を相続させる。

- (1) 遺言者名義の下記預金
 〇〇銀行〇〇支店 定期預金 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇
- (2) 〇〇〇〇株式会社株式 3万株

3. 長女西川夏子には、遺言者名義の下記貯金を相続させる。

定額郵便貯金 記号番号〇〇〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇〇〇〇

4. 祖先の祭祀の主宰者として、長男東山一郎を指定する。

5. この遺言の遺言執行者として、〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号北村一夫を指定する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

遺言者 東 山 太 郎^印

※ 作成の要点

- ・ 物件を指定しておく遺言は不動産の登記に際して便利ですし、かつ、相続人間の紛争を未然に予防する効果があります。
- ・ 相続分の指定だけですと、割合が多いの、少ないの、という争いのほか、別途個々の物件をどう分けるか、ということで、もう一度争いの種が生じます。